

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

## II. 森林レクリエーション空間の実態と課題

### 1. 観光開発の功罪とレクリエーション空間の無秩序化

溪谷、湖沼、山岳などの自然風景地の多くは、いわゆる「観光地」として開発されている。わが国の観光開発は、第二次世界大戦以降のモータリゼーション、および所得、余暇時間の増大による観光需要の高まりにより進展を見せた。これにより、観光道路、ロープウェー、ホテル等の建設が各地の自然風景地で次々と進められていった。観光開発は、多くの人に手軽に自然風景地を訪れる機会を与えたといえる。しかしながら同時に自然風景地の静寂な環境を奪うとともに、以前ならばそれほど多くの人が訪れなかった奥山地域にまで多くの観光客を送り込むことになったのである。

これらの自然風景地の多くは、国立公園、国定公園などの自然公園に指定され、法律により開発に対して一定の歯止めがかけられている。しかしながら、①経済優先の観光開発の下では自然環境の維持は困難であり、地域の自然らしさが損なわれたケースを各地で生み出すこととなった。特に、古くからその場所を知る者にとっては、自然風景地の観光開発による景観の改変やそれに伴う来訪者の増加は「俗化」という印象を与えた。これはまさに観光開発によって生じた環境破壊の一端を示すものであるといえる。最近ではアメニティという言葉をよく耳にし、アメニティ保全の重要性が各所で強調されている。この言葉の意味するところは、「しかるべきものがしかるべき場所にあること」である(植田, 1996)。俗化という意識は、しかるべきものがしかるべき場所から消えてしまっているか、そこにあるべきではないものがあるために抱く感覚であろう。つまり、観光開発による俗化とは、その場所が本来持っていた魅力を損なわせるものに他ならない。観光開発による自然環境の無秩序な改変は、自然保護の観点ばかりではなく、アメニティ保全の観点からも憂慮すべき問題であるといえる。

### 2. レクリエーション・ニーズとレクリエーション体験の多様性

上で述べた問題意識を、利用者のレクリエーション体験の観点から考察してみよう。観光開発は、多くの人が自然風景地を利用できるようにすることを可能にする。例えば、アクセスの便が悪く、エキスパートの登山者だけが足を踏み入れることができた山岳に、ひとたび観光道路やロープウェーが整備されれば、老若男女を問わず気軽に訪れることができるようになる。しかしそのことによって、それまで一部の登山者だけにとつての聖域であった場所に大量の観光客が押し寄せ、以前の自然らしさや静けさといったものは奪い去られてしまう。もちろん、このような開発が、誰にでも平等に美しい自然に接する機会を提供するものであることは否定しない。自然公園の指定理由の一つには、優れた自然地域のレクリエーション利用の増進があり、アクセスの改善は公園の目的と照らし合わせても必要な行為である。確かに、多数決の論理に従えば、登山者数よりも観光客数の方が多いならば開発も止むなしとなるだろう。しかし、もし公園区域内の全ての山岳が観光客向けに開発されてしまったら、原生自然を体験できる山岳はそこから永遠に失われてしまうことになる。普通、このような開発は一度にではなく少しずつ起こる。そのため、気が付くといつの間にか全てが開発されつくしてしまうという事態が起こりうる。一度開発されてしまったら、原生自然をもと通りに戻すためには途方もない年月を要するか、もしくは元通りにはならないかのどちらかである。この意味で、観光開発による自然改変は、不可逆的であるといえる。

自然公園を万人が自然を享受できる機会を提供する場であるとするならば、そこには観光客が望むような場所も必要だろうし、少数のエキスパート登山者が望むような場所も必要であろう。しかしながら、限られた一つの空間で両者の要求を同時に満足させることは、実質的に不可能である。そのため、利用者のニーズに応じた空間を別々に提供する必要がある。1989年に環境庁自然保護局自然公園部会より出された答申「自然公園の利用のあり方について」では、このように多様な利用者のニーズに合わせて地域特性を明確にし、地域の類型化を行うことを提言している。そして公園区域を「野生体験型」、「自然探勝型」、「風景観賞型」、「自然地保養型」の4区分に分類し、特性に応じて管理すべきであるとしている。例えば野生体験型は、「原生的な自然を有する地域で、徒歩による体験型利用が限定的に行われる地域」とされ、風景観賞型は「古くからの観光地、温泉地等を含み、周遊型観光や海水浴等の在来型の利用が行われている地域」とされている。このようにレクリエーション・ニーズの違いにもとづいて各地域の特徴を明確にし、地域の整備方針をあらかじめ決めておくことができれば、俗化やアメニティの低下を多少なりともくい止めることができるだろう。森林レクリエーション地域の空間整備には、利用者が期待するレクリエーション体験の質が問われなければならないのであり、そのような視点が欠けた計画や開発は空間の無秩序化を引き起こし、レクリエーション体験の質を低めてしまうことになる。

### III. 森林レクリエーション計画システムの現状

自然風景地の多くは、環境庁により自然公園に指定されている。自然公園では自然公園計画が作成され、それをもとにレクリエーション利用に関する管理が行われる。一方、山岳などの奥山地域は自然公園であるとともに、国有林によって所管されている場合が多い。国有林のうちレクリエーション利用を推進すべき場所については国有林独自の計画制度によりレクリエーション林としての管理が行われる。国有林でありなおかつ自然公園に指定されている地域では、自然公園制度との整合性を図りつつ国有林管理が行われる。以下では、自然公園および国有林におけるレクリエーション計画について、②レクリエーション体験の観点から現行システムの現状と問題点を明らかにすることにした。

#### 1. 自然公園計画

自然公園計画は、保護計画と利用計画の二つの計画から構成される。前者は公園区域内の自然保護を図るために、人為的な自然改変行為に関する規制を定めたものである。公園区域は保護の重要性に応じて、特別保護地区、特別地域、普通地域にゾーニングが行われる。特別地域はさらに、第1種から第3種までの三つに区分される。以上の5区分によって公園区域は分けられ、それぞれの区分に応じて各種行為の規制が行われている。一方、レクリエーション利用に関する計画は、後者の利用計画によって決められる。利用計画では、公園区域内において整備すべき施設等の内容および位置が示され、これをもとに公園利用のための整備が行われることになる。

以上が自然公園計画の概要であるが、レクリエーション体験の観点から見てどのような問題点が見出せるであろうか。まず保護計画であるが、これはレクリエーション利用に関する方針を示したものではないので、レクリエーション体験に直接関係しない。レクリエーション利用に関連してくるのは利用計画である。しかし、利用計画で示されているのは道路や歩道、宿舍や博物館などの施設の種類およびその位置のみである。これは、「点と線の計画」(環境庁自然保護局計画課、1989)であるにすぎず、レクリエーション体験の観点は乏しいといえる。

このように自然公園計画は、公園施設の配置を主眼とした計画であり、施設の規模や想定される利用者数については公園計画の段階では特に計画の対象とはされていない。計画規模が検討されるのは、実際に整備が実施される段階になってからである。つまり、公園の全体計画を総合的に勘案して整備内容を決定するというプロセスにはなっておらず、公園内のどこでどのようなレクリエーション体験を提供するかという視点はそこには存在しないのである。これは、公園区域内でのレクリエーション体験の多様性を確保するという点では不十分であるといわざるをえない。その結果、法的規制をクリアしてさえいれば施設整備が認可されるため、極端な場合は公園内のあちこちで、いくつもの観光道路や山岳ロープウェーが建設されるという事態も起こりうるのである(吉良, 1989)。そうなると静寂を楽しみたい登山者が対象とする山々の自然らしさは損なわれることになり、レクリエーション体験の多様性を奪うことにつながる。

## 2. 国有林におけるレクリエーション計画

国有林では森林が発揮する諸機能をもとに機能類型を行い、森林地域のゾーニングを行っている。レクリエーション機能の発揮を主体とする森林は森林空間利用林に区分され、レクリエーション利用に応じた森林施業が実施されることになっている。国有林におけるレクリエーション利用はこの森林空間利用林を中心として行われるが、森林の自然性の維持を主目的として区分されている自然維持林も、レクリエーション利用において重要な役割を担っている。これらの森林の多くは風致的に優れた自然性の高い森林を含んでいるため、観光や登山などのレクリエーションの対象となっているのである。

また国有林には「レクリエーションの森」制度がある。これは、森林のレクリエーション的管理の充実を図るために、森林空間利用林のうち特にレクリエーション利用の促進を図るべき森林を中心として指定するものである。レクリエーションの森には、自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林、風致探勝林の6種類があり、各地域は自然観察、スポーツ利用、風景観賞といった利用形態の違いにもとづいて指定される。

以上のように国有林におけるレクリエーション計画では、まず機能類型によりゾーニングを行い、そのうちの森林空間利用林を中心とする森林をさらにレクリエーションの森に区分し管理するというシステムになっている。しかし、国有林におけるレクリエーション計画システムも、レクリエーション体験という視点から見ると十分なものであるとはいえない。機能類型では森林の主たる機能を発揮するための施業方法が決められ、森林空間利用林では施業による風致的効果が検討の対象となるが、レクリエーション体験の観点からの客観的な施業のガイドラインは存在しない。一方レクリエーションの森では、上で見たように利用形態による地域区分が一応行われてはいるが、施設内容、利用形態、期待されるレクリエーション体験は個別のレクリエーションの森ごとに多種多様であり、各指定タイプごとに特に明確な性格の違いがあるわけではない。このように国有林においても、レクリエーション体験の多様性を考慮した計画システムとして体系化されているわけではないのである。

出典：八巻一成・広田純一・小野理・土屋俊幸・山口和男，2000，「利用者の多様性を考慮した森林レクリエーション計画 ——ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義」『日本林學會誌』82(3)，219-226。

※ 一部の専門用語（「風致」など）は原文のまま引用してある。

- 問1 下線部①について、観光開発が引き起こした問題を端的に表している表現を本文から2文字で抜き出さない。
- 問2 下線部②について、筆者は現行システムがなにを考慮していないことが問題だと指摘しているか。一番適切な表現を本文から14文字で抜き出さない。
- 問3 自然風景地の利用について、筆者の問題意識を整理したうえであなたの見解を述べなさい。なお、700字以上1,200字以内で記述すること。また、字数が700字に満たないものは採点の対象としないことがあるので注意すること。

#### 注意事項

- ・ 草稿用紙は、メモなどに自由に使用して構わない。
- ・ ただし、解答用紙・草稿用紙ともに試験終了後に回収する。
- ・ 解答用紙・草稿用紙は、未使用のものもすべて記名し、試験終了後に提出すること。